

大公審第130号  
(答申第472号)  
令和7年12月24日

大阪府知事様

大阪府情報公開審査会  
会長 海道俊明

情報公開制度の適正な利用に向けたガイドラインについて（答申）

大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第40条の2第1項の規定により、令和7年10月15日付け情公第1611号で諮問のありました「情報公開制度の適正な利用に向けたガイドラインについて」は、審議の結果、次のとおり答申します。

## ガイドラインを策定することについて

大阪府情報公開条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

しかしながら、昨今、同条例第4条に規定する「適正な請求」から逸脱すると考えられる行政文書公開請求が増加し、その結果、通常の業務に支障を来し、ひいては府民福祉の低下を招きかねない状況が生じている。

そのような状況において、実施機関の円滑な業務運営に資するとともに、情報公開制度の適正な利用を促すことを目的として、実施機関における行政文書公開請求の取扱いの考え方や対応例等を示すガイドラインを策定する必要性及び妥当性が認められるところである。

もっとも、ガイドラインの策定及び運用に当たっては、条例の基本的理念に則り、「知る権利」に十分に配慮するように留意していただきたい。

(調査審議を行った委員)

海道 俊明、的場 かおり、片桐 直人、近藤 亜矢子、榎原 和穂、島田 佳代子、高野 恵亮、西上 治